

令和 8 年度第 2 回茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会 会議録

議題	1 議題 令和 7 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計決算（案）について 2 その他 高額療養費制度の見直しについて
日時	令和 8 年 8 月 1 8 日（火） 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 0 9 分
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎 5 階 特別会議室
出席者氏名	被保険者代表 鈴木友美委員、坂蒔昇委員、青木香代委員、寺田貴久子委員 保険医又は保険薬剤師代表 高山慶一郎委員、江口和哉委員、小杉恵美委員 公益代表 吉田和浩会長、藤浪潔委員、和賀始委員、高橋美代子委員 被用者保険等保険者代表 近藤啓子委員 事務局 吉川福祉部長、福井保険年金課長 給付担当 目瀬課長補佐、安斎課長補佐、石堂課長補佐、 小島主査、筏井副主査 保険料担当 工藤主幹、伊藤課長補佐 徴収担当 山口課長補佐
欠席者氏名	保険医又は保険薬剤師代表 遠藤雄一郎委員
会議資料	議題 資料 1 令和 7 年度国民健康保険事業特別会計決算（案）の概要 議題 資料 2 令和 7 年度国民健康保険事業特別会計決算見込資料 議題 参考資料 1 国民健康保険被保険者の加入状況等の推移 議題 参考資料 2

	国民健康保険料各市の収納率の推移 議題 参考資料 3 国民健康保険事業特別会計 令和 7 年度決算見込資料 決算 事項別明細書 用語解説
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0 名

(会議の概要)

○事務局

委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

只今より、令和 8 年度第 2 回の茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会を開催します。

会議に入ります前に、今回より保険薬剤師代表の関委員に代わり、委員になられる小杉委員に委嘱状を交付させていただきます。

本来であれば市長よりお渡しするところですが、本日は所用のため、代わりに福祉部長より交付させていただきます。

恐縮ですが、お名前をお呼びいたしますので、お受け取りいただきますようお願いいたします。

それではお名前をお呼びいたします。

－福祉部長より小杉委員へ委嘱状渡す－

○事務局

本日、新たに委員になられた小杉委員より自己紹介をお願いします。

－小杉委員自己紹介－

○事務局

ありがとうございました。

本日は、傍聴希望者はおりませんことをご報告させていただきます。

それでは、会議に入らせていただきます。

本日は 1 2 名の委員の出席となっています。運営協議会規則第 3 条第 2 項の規定により会議が成立することをご報告いたします。

運営協議会規則第3条第1項で会議の議長は会長にお願いすることになっております。会長、よろしくお願いいたします。

○議長

皆様、本日は国民健康保険運営協議会にお集まりいただきありがとうございます。

それでは、ただいまより、令和8年度第2回国民健康保険運営協議会を開催いたします。次第の1 議題「令和7年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計決算（案）」について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、議題「令和7年度国民健康保険事業特別会計決算（案）」についてご説明いたします。

右上に「議題資料1」とあります、題名が『令和7年度国民健康保険事業特別会計決算（案）の概要』という資料をご覧ください。

「1 歳入歳出決算（案）の款別内訳」の、（1）歳入決算の前に、（2）歳出決算をはじめにご説明いたします。「（2）歳出決算」の表をご覧ください。令和7年度決算額と令和6年度決算額を比較しながらご説明いたします。

1 総務費、右となりの列の令和7年度決算額3億9千3百97万7,347円で、右の列令和6年度決算額との差引額3,168万1,920円となりまして、伸び率8.7%の増となっております。

内容につきましては、国民健康保険事務に従事する職員の人件費、会計年度任用職員等の報酬、県内保険者が共同して行う電算共同処理業務及び事務経費、県国民健康保険団体連合会への負担金、保険料の賦課徴収事務経費、運営協議会の開催に要する経費などを執行したものととなります。

増となっている主な理由は、2年に1度の資格確認書一斉更新による委託料、人事院勧告による、給料、職員手当等が増となったこと、によるものです。

続きまして、2 保険給付費、令和7年度決算額142億9,553万4,114円で、令和6年度決算額との差引額2億6,533万4,123円となりまして、1.9%の増となっております。

被保険者の医療費に係る保険者負担分にあたる一般被保険者等の療養給付費、柔道整復師の施術や資格確認証を持たずに治療を受けた場合等に保険者負担分を払い戻す療養費、医療費の自己負担が高額になった場合の限度額を超えた分を支給する高額療養費、被保険者の出産について1人出産するごとに50万円を支給する出産育児一時金、被保険者の死亡について5万円を支給する葬祭費及び、レセプトの審査支払手数料の経費を執行したも

のとなります。決算総額に占める割合は、65.8%です。

つづきまして3国民健康保険事業費納付金につきましては、令和7年度決算額64億6501万2,377円です。令和6年度決算額との差引額3億6,733万9,963円5.4%減となっております。これは平成30年度から、国民健康保険制度改革による保険者都道府県化により、市が県に対して支払うこととなった納付金であり、県内全体の保険料収納必要額が市町村ごとの医療費水準や所得水準等で按分され、決定されたものです。決算総額に占める割合は、29.80%です。納付金が減った理由としては、県の係数の分析結果によりますと、茅ヶ崎市は「被保険者数の減少幅が若干大きい」となっています。

(県内全体的に減少している)

4保健事業費令和7年度決算額1億7,958万7,287円、令和6年度決算額との差引額4百24万1,020円2.3%の減となります。特定健康診査及び特定保健指導に要する経費、医療費通知、歯と口腔の健康づくり教室等に要する経費、市立病院で実施されている事業に要する経費を負担する病院事業会計負担金等を執行したものととなります。

5国民健康保険運営基金につきましては、令和7年度決算額3億7,306万7,766円、令和6年度決算額との差引額1億2,225万3,179円48.7%増であり、内訳としましては、基金へ3億7千万円、利子収入が306万7,766円となります。

6諸支出金につきましては、令和7年度決算額1,551万9,100円令和6年度決算額との差引額13万5,961円0.9%減で、保険料の還付金の返還金を執行したものでございます。

7予備費につきましては、決算額は0円です。

以上、歳出の決算総額は、217億2,269万7,991円で、前年度から約4,755万2,278円、0.2%の増となりました。

次に歳入についてご説明申し上げます。資料上段「(1)歳入決算」をご覧ください。

1国民健康保険料につきましては、令和7年度決算額52億7,730万2,344円となり、令和6年度との差引額約6,638万1,078円、1.2%の減となっております。

2国庫支出金につきましては、決算額5,451万円です。内容につきましては、東日本大震災の被災者への災害臨時特例補助金や、子ども・子育て支援金制度施行準備のためのシステム整備費補助金となります。

3県支出金につきましては、決算額146億2,968万3,922円で、市の保険給付費相当額にあたる普通交付金と、市町村ごとの実績や取り組み状況が点数化され、その点数によって配分される保険者努力支援分や都道府県繰入金分などの特別交付金を歳入したものです。

4財産収入につきましては、国民健康保険運営基金の運用利子306万7,766円を歳入したものです。

5 繰入金につきましては、決算額 1 億 3,083 万 4,999 円で、一般会計及び国民健康保険運営基金からの繰入金を歳入したものです。前年度から約 1 億 9,002 万 4,399 円、9.9%の減となっています。

6 繰越金につきましては、前年度からの繰越金 4 億 7,301 万 4,655 円を歳入したものです。

7 諸収入につきましては、国民健康保険料の延滞金、交通事故などの第三者行為に係る納付金等、4,078 万 4,498 円を歳入したもので、前年度から約 3 億 24 万 8,165 円、8.7%の増となっています。

以上、歳入総額は 2 億 22 万 9,198,184 円で、前年度から約 6,103 万円、0.3%の増となりました。

また、歳入歳出差引残額 4 億 8,650 万 193 円を令和 8 年度に繰り越しています。

次に、「2 事業の概況」について、ご説明いたします。

はじめに、(1) 被保険者数の状況です。令和 7 年度末の人口は 4 万 1,370 人で、前年度比 2.21%の減となっております。

次に、(2) 保険給付（医療費）の状況です。療養給付費の状況、こちらは診療報酬から算出しております。件数につきましては、令和 7 年度 75 万 775 件、前年度比 2.92%の減、日数は、1 億 111 万 2,702 日で、前年度比 3.04%の減となりました。費用額につきましては、1 億 61 万 487 円 8,252 円で、前年度比 1.47%の増となります。

次に、(3) 国民健康保険料の状況です。国民健康保険料徴収率につきましては、現年度分が 93.57%で、前年度増減率は 0.62%の減となります。過年度分につきましては、39.77%で、前年度増減率は、2.02%の減となります。合計につきましては、88.45%となり、前年度増減率は 0.46%の減となりました。

最後に、附属いたしました参考資料の趣旨についてご説明いたします。右上が「議題参考資料 1」につきましては、被保険者数の経年変化をお示しするため、平成 29 年度から令和 7 年度までの被保険者数等をまとめたものとなります。裏面にグラフを作成してございます。後期高齢者医療制度へ移行される方の高止まり等により、平成 29 年度末の被保険者数 5 万 3 千 371 人、でしたが、令和 7 年度末の被保険者数 4 万 1 千 370 人を比較すると、1 万 2 千 1 人の減となっております。

参考資料 2 につきましては、国民健康保険料収納率の経年変化と県内他市の状況をお示したものです。パーセンテージの左側の丸囲みの数字は、県内 19 市のうち、収納率が高い方からの順位となります。他市と比較しますと、令和 7 年度決算の本市の収納率は、収納率が高い方から数えて、現年分は 19 市中 7 番目、滞納繰越分は 3 番目、合計では 3 番目となっております。

参考資料 3 につきましては、国民健康保険事業特別会計に関する用語解説となっております。

ます。以上で、議題 令和7年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計決算（案）についての説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

以上の説明に対しまして、ご質問、ご意見はございますか。

○和賀委員

説明ありがとうございました。

議題資料1について、書式については毎年同じものを使用しているのでしょうか。

○事務局

ただいまのご質問について事務局からお答えいたします。

ここ数年、同じ書式を使用しております。

○和賀委員

議題資料1の1の表と2の表の書式が少し違うので、1番の表に合わせたほうがいいのかなと思って質問しました。具体的には1の表で左から「款」があり、次に「令和7年度」、「令和6年度」となりますが、2の表では左から「令和7年度」、「前年度」と記載されているため、それも「令和6年度」にして、差引額や増減額の比較を見る表の形にすると上の表と同じになって見やすいのかなと感じました。以上です。

○事務局

資料の見せ方につきまして、翌年度以降参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長

ありがとうございます。他にご質疑ご意見等ありますでしょうか。

江口委員お願いします。

○江口委員

議題参考資料2について、収納率を拝見しますと、人口の多い横浜市とか川崎市において滞納分も含めて、非常に高い収納率ですが、これはやはり担当の専門職員とかマンパワーの差が出てこのような高い収納率を保っているのでしょうか。

○事務局

ただいまのご質問に対して徴収担当からお答えいたします。

委員よりご質問いただきました横浜市及び川崎市の収納率が高い要因についてですが、組織的に徴収業務における人員を配置することで徴収体制を維持し、積極的な滞納整理を進めていることが高い収納率へ繋がっていると聞いております。以上となります。

○議長

そのほかいかがでしょうか。坂蒔委員お願いします。

○坂蒔委員

それでは質問させていただきます。

議題資料2のホチキスで止められている国民健康保険事業特別会計の決算見込資料の9ページ、10ページが決算の歳入の説明になっております。

歳入の方の款1が国民健康保険料から始まって、一番下の方に3県支出金とあり、内訳を見ていくと県支出金の中の1県補助金、その下が1保険給付費等交付金ということで、この保険給付費と交付金の方の内訳として、今度は右側の10ページの方へ見ていくのですが、1番に普通交付金、2番に特別交付金というふうに分かれています。勉強のために調べさせてもらったのですが、特にこの2番の特別交付金とは何だろうと調べまして、皆さんのお手元の方にもある、参考資料3のA3横長の用語解説の1ページ目、歳入の款3県支出金、項1県補助金の右側を見ていきますと、1普通交付金、2特別交付金となっております。

先ほど決算の方で特別交付金のトータルは4億2,200万ほどの数字が出ておりますが、この特別交付金というのは、きっと普通とは書いてないので特別に国なり県の方でカウントして、市町村の保険者にいただける交付金なのかなと解釈しております。

特別交付金の項目の中の一番上に、保険者努力支援分と書いてあり、市町村の医療費の適正化、予防・健康づくり等の取り組み状況に応じて国から県に交付され、市町村に交付されるとなっております。先ほどの決算の方のご説明の中でも、確か点数化されて、市町村に交付されるというご説明がありましたが、これの金額、茅ヶ崎市の場合は決算ベースでお幾らいただけたのでしょうか。

○議長

事務局、お願いします。

○事務局

ただいまのご質問に対して事務局からお答えいたします。

保険者努力支援分、交付金令和7年度は、7,743万5,000円を歳入として、県支出金の中に入っております。

○坂蒔委員

わかりました。特別交付金、トータルが4億2,200万ほどのうち、保険者努力支援分が約7,700万とそれなりの金額をいただいているようですが、実際に市町村で努力をしないといただけない分なのかなと思いますが、茅ヶ崎市としてどのような内容でご努力されたのかを教えてください。

○議長

事務局お願いします。

○事務局

茅ヶ崎市ですが取り組み評価分として得点率というのがあるのですが、まず一番100%、満点をとっているのが、指標で言いますと、データヘルス計画の実施状況、こちらが満点をとっております。

次に、得点率が高いのが重複多剤投与者に対する取り組みの実施状況。こちらが得点率でいうと90.5%を取っております。

続いてあともう1つ、地域包括ケア推進一体的実施の取り組み状況、そのほか、第三者求償の取り組みの実施状況、適正かつ健全な事業運営の実施状況、こちら3つが87.5%、87.8%、87.7%という形で、高い水準で得点をとっている状況となります。以上です。

○議長

事務局お願いします。

○坂蒔委員

今の回答の中で少しわかりづらかったため、内容だけ教えてください。得点の満点がデータヘルス計画ということなのですが、具体的なデータヘルス計画というのは何かというのが1つ。そのほか、多剤投与ということですが、こちらの方もご説明をお願いします。

○議長

事務局お願いします。

○事務局

事務局給付担当から回答します。まず、データヘルス計画に関しましては、各市町村（保険者）が策定している計画でして、被保険者の健康の向上、医療費の適正化を目的として、特定健診ですとか、特定保健指導など、そういったものを推進するために策定している計画となっております。この計画に基づき、私どもは特定健康診査、保健指導を年間を通じて行っております。

重複多剤投与に対する取り組みにつきましては、重複多剤に当たる方をリストアップしまして、大体40件前後を直接電話連絡等で指導をし、多剤の体への影響等を説明しながらご納得いただくような形をとっております。

以上です。

○坂蒔委員

わかりました、ありがとうございます。

○議長

ありがとうございます。その他質疑ご意見ございますか。

坂蒔委員お願いします。

○坂蒔委員

あと1点、歳入の関係で教えてください。これも歳入のことですが、先ほど見ていただいた議題の資料2、ホチキス止めの分厚い決算見込み資料の11ページ12ページの上の方に款5の繰入金というのがありまして、その下が項1、一般会計繰入金、目1、一般会計繰入金で、この内訳を見るとページの右の端を見ると節というふうに書いてあって、1から7まで区分されていると思います。こちらについてまず、一般会計繰入金とは茅ヶ崎市の一般会計の方から国民健康保険の方に、繰り入れている、いただいているお金という解釈で良いのかなと思うのですが、1番から7番まで同じ性質のものなのかそれとも、ある程度国・県なりのルールがあって、分類ができていると思うのですが、例えば1番から6番は名前がついておりますが、7番についてはその他一般会計繰入金ということで、上の1番から6番と内容が違うのかなと推測しているのですが、その辺の分類ですね、1から6と7について、どんなふうに考えれば良いのか、教えてください。

○議長

事務局お願いします。

○事務局

事務局よりお答えいたします。委員のご質問にありました繰入金の中でご指摘のありました通り 1 番から 6 番については、具体的にこのような目的でという形で繰り入れているのはご指摘の通りでございます。主に 1 番から 6 番に関しては、保険料に軽減をかけて、被保険者が払う保険料が高くならないために、国や県から補助金をいただいているものに加えて、市の方でも、市税の中から賄っているもので、保険料に軽減をかけているものの、代替財源という意味合いの繰入金というものになっております。

7 番のその他一般会計繰入金なのですが、これは確かに 1 つの目的ではなくて、様々なものが入っているというところがあり、市の単独事業や、保険料の通知を出したりするときのかかっている経費の繰入金だったりというような多種、様々なものが入っているということになります。

以上でございます。

○議長

ありがとうございます。続けてお願いします。

○坂蒔委員

それについて関連ですが、先ほどご覧いただいた参考資料 3 の A 3 判の横長の 2 ページの内容で、款 5 繰入金、1 一般会計繰入金、1 一般会計繰入金の内容、先ほど 7 番その他一般会計繰入金のご説明をいただいたところですが、7 番その他一般会計繰入金の説明を見ると、決算補填等を目的以外のものに充当となっており、決算補填等目的以外のものに充当というのは、具体的にどんなものなのか、赤字や何かの補填とかそういったものの意味合いなのかどうかよくわからないので、内容について教えてください。

○議長

事務局お願いいたします。

○事務局

事務局よりお答えいたします。その他一般会計繰入金の決算補填等目的以外のものというのが、本市に限って言えば赤字補填ということは行っておりません。国民健康保険事業特別会計の中は保険料やその他、繰入金等で決算額を下回るような歳入ではないので決算目的というのを行っておらず、本市の決算で言うと、ここの括弧書きにあるような地方単

独事業など、赤字を埋める目的以外のものに充てているすべての一般会計、繰入金ということになります。

以上でございます。

○議長

ありがとうございます。

○坂蒔委員

ありがとうございます。そうしますと、インターネットなどで調べると、まだ全国的には国民健康保険が赤字を発生していて、一般会計からいわゆる赤字補填として繰り入れをしている市町村もまだあるようなのですが、茅ヶ崎市においては今のご説明ですと、赤字補填ではなくてそれ以外のいわゆるルールとして認められている、繰り入れがあるという解釈をしたのですが、よろしいでしょうか。

○議長

事務局お願いします。

○事務局

委員ご指摘の通りでございます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございます。そのほかご質疑、ご意見ありますでしょうか。

では、ご質疑ご意見がなければ用意された議題は以上となります。

その他について事務局よりお願いいたします。

○事務局

それでは高額療養費制度の見直しについて、その他で少しご説明させていただきます。事前に資料はご用意しておりませんが、本日机上に置かせていただきました健康いちばん！国民健康保険の令和8年度版をお手元にご用意ください。

14ページをお開きください。高額療養費は、患者様が自己負担する額が高額になったとき、自己負担が限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。その自己負担限度額が今回、8月1日～見直しとなっています。見直しの趣旨としましては、高齢化の進展や高額薬剤の開発・普及等により、医療費が年々増大していく中において、「制度の持続

可能性の確保」と「長期療養者や低所得者へのセーフティネット機能の強化」を行う観点から行うこととしております。具体的には、制度全体の持続可能性の確保の観点から、低所得の方の負担に配慮しつつ、主に療養期間が短期の方に対して、一人当たり医療費の伸びに応じた追加のご負担をお願いする一方で、「多数回該当」の金額は維持されています。

また、新たに「年間上限」が新設されました。高額療養費の上限に毎月該当している方の負担が下がるとともに、例えば、月額医療費が高額療養費の上限に達しないような方（高額療養費に該当しなかった方）や、年1～2回しか高額療養費に該当しない場合でも非常に高額な医療にかかる方の自己負担も軽減されるケースがあります。

実際に14ページ70歳未満の方の場合での自己負担限度額で見ますと、おおよそ所得が低い方で1,500円程度～所得の多い方で1万7,8千円程度の増額、年間上限は29万円～168万円の幅があり、16ページの70歳以上70歳未満の方で見ますと、700円程度から同じく1万7,8千円程度の増額となっており、年間上限につきましては、18万円～168万円の幅で設定されています。

8月1日からの高額療養費制度見直しの説明は以上となりますが、また来年の8月には同様の趣旨による所得区分の細分化による高額療養費制度の見直しも予定されております。

説明は以上です。

○議長

ありがとうございます。ただいま事務局より高額療養費制度の見直しについての説明がありました。この件についてご質疑ご意見はございますか。

特に、ご質疑等がなければ、事務局より今後の予定等ありましたらお願いします。

○事務局

事務局の方から提案となります。次回の第3回運営協議会ですが、来年2月の開催となります。議題といたしましては、令和9年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計当初予算案について、などになろうかと思っております。

会議日程につきましては、2月2日の火曜日を提案いたします。詳細につきましては後日連絡いたします。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

○議長

ただいま事務局より第3回の運営協議会の日程が示されました。

次回の運営協議会の日程については、2月2日火曜日でいかがでしょうか。

皆さんよろしいでしょうか。

－異議なし－

○議長

では、ご異議がないようですので事務局の方で調整をお願いいたします。委員の皆様から他に何かご意見ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

では、他になければこれをもちまして本日の運営協議会を終了させていただきます。
本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございました。